なお、あくまで、個人データを提供した「第三者」による取得の経緯を確認すれば足り、そこから遡って当該「第三者」より前に取得した者の取得の経緯を確認する義務はない。

【適切な方法に該当する事例】

事例１）提供者が別の者から個人データを買い取っている場合には売買契約書などを確認する方法

事例２）提供者が本人から書面等で当該個人データを直接取得している場合に当該書面等を確認する方法

事例３）提供者による取得の経緯が明示的又は黙示的に示されている、提供者と受領者間の契約書面を確認する方法

事例４）提供者が本人の同意を得ていることを誓約する書面を受け入れる方法

事例５）提供者のホームページで公表されている利用目的、規約等の中に、取得の経緯が記載されている場合において、その記載内容を確認する方法

事例６）本人による同意書面を確認する方法

３－１－３　法の遵守状況

受領者は、個人情報取扱事業者から個人データの提供を受ける際には、当該個人情報取扱事業者の法の遵守状況（例えば、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口の公表など）についても確認することが望ましい。特に、個人情報取扱事業者からオプトアウトによる第三者提供により個人データの提供を受ける際には、受領者は、当該個人情報取扱事業者の届出事項が個人情報保護委員会により公表されている旨を記録しなければならないことに留意する必要がある（「４－２－２　受領者の記録事項」参照）。

提供者である個人情報取扱事業者の法の遵守状況を確認した結果、提供される個人データが適法に入手されたものではないと疑われるにもかかわらず、当該個人データの提供を受けた場合には、法第17条第１項の規定違反と判断されるおそれがある。

３－２　既に確認を行った第三者に対する確認方法（規則第15条関係）

規則第15条（第３項）

３　前２項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前２項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第26条第１項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

規則附則第４条

法第26条第１項各号に規定する事項のうち、施行日前に第15条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について第16条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、第15条第３項を適用することができる。この場合において、同項中「前２項に規定する方法」とあるのは「前２項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

複数回にわたって同一「本人」の個人データの授受をする場合において、同一の内容である事項を重複して確認する合理性はないため、既に規則第15条に規定する方法（「３－１－１　第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」「３－１－２　当該第三者による当該個人データの取得の経緯」）により確認を行い、「４　記録義務」に規定する方法により作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができる。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号。以下「改正法」という。）の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。

例えば、個人情報取扱事業者が、同じ提供者から、既に確認・記録義務を履行した、特定の事業活動であることを認識しながら、個人データの提供を受ける場合は、提供者の名称、当該個人データの取得の経緯について「同一であることの確認」が行われているものである。

４　記録義務（法第25条第１項、第26条第３項関係）

４－１　記録を作成する方法など

法第25条（第１項）

１　個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（略）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。（略）

法第26条（第３項）

３　個人情報取扱事業者は、第１項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

４－１－１　記録を作成する媒体（規則第12条第１項、第16条第１項関係）

規則第12条（第１項）

１　法第25条第１項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

規則第16条（第１項）

１　法第26条第３項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

個人情報取扱事業者は、記録を、文書、電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。法第２条第１項第１号参照）又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

４－１－２　記録を作成する方法

４－１－２－１　原則（規則第12条第２項、第16条第２項関係）

規則第12条（第２項）

２　法第25条第１項の記録は、個人データを第三者（略）に提供した都度、速やかに作成しなければならない。（略）

規則第16条（第２項）

２　法第26条第３項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。（略）

個人情報取扱事業者は、原則として、個人データの授受の都度、速やかに、記録を作成しなければならない。

なお、個人データを授受する前に記録を作成することもできる。

本人別に記録を単体で作成する方法のほか、対象となる複数の本人の記録を一体として作成することもできる。

オプトアウトによる第三者提供については、「４－１－２－２　一括して記録を作成する方法」、「４－１－２－３　契約書等の代替手段による方法」は適用されないため、常に上述の原則に従い記録を作成しなければならない。

４－１－２－２　一括して記録を作成する方法（規則第12条第２項、第16条第２項関係）

規則第12条（第２項）

２　当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（法第23条第２項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。